

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する  
特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に関する  
パブリックコメントについて  
(意見募集の概要)

平成26年12月  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー対策課

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」）に基づく再生可能エネルギー発電設備の接続申込みに対し、複数の一般電気事業者（以下「電力会社」）で回答保留が生じている状況を踏まえ、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会及び同小委員会系統ワーキンググループ（以下「系統WG」）において、問題点の整理及び当面講ずべき対応策の検討を行ってきました。

新エネルギー小委員会及び系統WGにおけるこれまでの検討結果を踏まえ、新たな出力制御システムの下での再生可能エネルギー導入への移行及び固定価格買取制度の運用見直しについて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する法律施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（平成24年経済産業省告示第139号）（以下「価格告示」）の改正案についてパブリックコメントを実施します。

**I 新たな出力制御システムに関すること等【施行規則第6条関係】**

**1. 太陽光発電・風力発電に係る接続ルール見直し(施行規則第6条第1項第3号イ関係)**

**(1) 太陽光発電・風力発電に対する出力制御の対象範囲の見直し**

再生可能エネルギーの接続可能量を拡大するため、現在、火力発電等の出力制御などの措置を講じても、電気の供給が需要を上回るが見込まれる場合に、500kW以上の太陽光発電・風力発電が行うこととなる出力制御について、500kW未満の太陽光発電・風力発電についても対応していただくこと

を前提として、系統への接続を行うこととします。

なお、住宅用太陽光発電（10kW未満）について、非住宅用太陽光発電（10kW以上）を先に出力制御を行い、優先的に取り扱います。

## （２）「30日ルール」の時間制への移行

再生可能エネルギーの接続可能量を拡大するため、現在、1日単位での制御を前提として、年間最大30日までとされている無補償の出力制御について、時間単位での制御を前提として、太陽光発電については最大で年間360時間まで、風力発電については年間720時間まで行うことを前提に、系統への接続を行うこととします（ただし、このことにより、必ず360時間又は720時間の出力制御が行われることとなる訳ではありません。）。

## （３）その他

出力制御を行う場合と同等の措置（蓄電池の充電等）を行うことによって、この出力制御を代替することが可能なことを明確化します。

## 2. バイオマス発電の接続ルールの明確化（新設）

現在、一律に火力発電と同等の出力制御の対象となっているバイオマス発電について、出力制御の受容可能性を踏まえたきめ細かい出力制御ルール（※）を設けます。また、出力制御を行うに当たって一般電気事業者等が行わなければならない手続きについて定めます。

### ※バイオマス発電に係る出力制御ルールの明確化

ア 地域型バイオマス発電（注1）：電力系統の運用上必要な範囲での無償の出力制御の対象としますが、イ及びウの出力制御を先行して実施することを前提とします。また、燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合（注2）は、出力制御の対象外とします。

イ バイオマス専焼発電（アを除く）：電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象としますが、ウの出力制御を先行して実施することを前提とします。

ウ 化石燃料混焼発電（アを除く）：電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象とします。

（注1）：メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、木質バイオマス発電・農作物残さ発電などであって地域に賦存する資源を有効活用する発電。

（注2）：緊急時を除きます。

（注3）：こうした出力制御に対応することが可能な体制を整備していただくこととなります。

### 3. 遠隔出力制御システムの導入義務づけ(新設)

今後求められる出力制御に対応するために必要な設備の設置や費用負担を行うことを前提として、系統への接続を行うこととします。

なお、遠隔制御システムの構築には、一定の時間を要する見込みであるため、当分の間は、出力制御の対象となる事業者が制御に必要な設備の設置や費用負担を行うことを予め約した上で接続することとします。

### 4. 接続枠の空押さえの防止(新設)

熟度が低い案件や事業化の意思がない案件であっても、正式な接続契約や工事費負担金の入金前に、接続枠の確保ができる場合があるため、接続枠を確保したまま事業化に至らず、接続枠の空押さえとなる案件が存在します。

こうした空押さえ案件に対処するため、接続枠の確保を接続契約時点とするよう電力会社の運用を統一した上で、当該契約の締結に当たり、発電事業者が、「工事費負担金を接続契約締結後1か月以内に支払わない場合」や「運転開始予定日までに運転開始に至らない場合」には電力会社が当該契約を解除できることとすることに同意しないときは、電力会社が接続拒否を行うことができることとします。

### 5. 指定電気事業者制度(施行規則第6条第1項第7号関係)

現行の施行規則第6条第7号において定められている、指定電気事業者制度について、その対象を500kW未満の太陽光発電・風力発電設備にも拡大いたします。

なお、指定電気事業者制度の下でも住宅用太陽光発電(10kW未満)について、非住宅用太陽光発電(10kW以上)を先に出力制御を行い、優先的に取り扱います。

### 6. 将来的に系統への接続が可能な枠が増加した場合の対応(新設)

指定電気事業者において接続申込量が接続可能量を上回った後、既に接続枠を確保しているにもかかわらず事業開始に向けた取組が進まない案件に係る接続契約の解除や地域間連系線の更なる活用等の取組により、新たに系統への接続が可能な枠が一定規模生じた場合には、経済産業大臣が指定電気事業者ごとに定める条件(※)に従うことを条件として、系統への接続を行うこととします。

※具体的な条件については、今後、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会等の場で検討の上、決定します。

## Ⅱ 変更認定に関すること【施行規則第10条関係】

認定発電設備の仕様変更を厳格に管理するため、以下の事由を新たに変更認定の対象とします。

### 1. 認定発電設備の出力の変更

これまでは「認定発電設備の大幅な出力の変更」（既認定発電設備の出力の10kW以上かつ20パーセント以上の変更）のみを変更認定の対象としていましたが、平成27年2月1日以降に申請される変更から、全ての出力変更を変更認定の対象とします。（全ての電源が対象）

### 2. 太陽電池の基本仕様の変更

太陽光発電設備については、平成27年2月1日以降に申請される変更から、「太陽電池のメーカー、種類、変換効率又は型式番号の変更」を変更認定の対象とします。

## Ⅲ 太陽光発電の調達価格の適用に関すること【価格告示関係】

現在、調達価格の決定については、「認定（既認定設備の10kW以上かつ20パーセント以上の出力変更に伴う変更認定を含む。）」又は「接続の申込み」のいずれか遅い方を行った時点の調達価格を適用しています。

他方、太陽光発電設備については、設備コストが継続的に低下しているため、設備の仕様やコスト構造の最終確定時点で調達価格を決定することにより、過剰な国民負担を抑制することが必要です。

このため、太陽光発電の調達価格の適用について、以下のとおり変更します。

### 1. 設備の仕様の変更に伴う調達価格の変更

運転開始前の設備について、次の変更があった場合には、変更認定時点（※）の調達価格を適用します。（平成27年2月1日以降の変更認定申請に適用）

#### （1）発電出力を変更する場合

ただし、以下の場合を除きます。

- ① 10kW未満又は20パーセント未満の出力減少である場合
- ② 10kW未満の発電設備が出力増加後も10kW未満の発電設備である場合
- ③ 電力会社の接続検討の結果、出力を変更しなければならない場合

#### （2）太陽電池のメーカー若しくは種類の変更又は変換効率の低下を行う場合

ただし、以下の場合を除きます。

- ①当該変更前のメーカーが当該変更前の種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合
- ②10kW未満の設備である場合

## 2. 平成27年4月1日以降における調達価格の適用等

調達価格の決定の基準となる電力会社への接続申込日を電力会社との接続契約の締結日に変更する点や、運転開始後における発電出力の増加に伴う変更認定時点で調達価格を適用させる点については、平成27年3月頃に実施予定の価格告示の改正に伴うパブリックコメント時に意見を募集します。

## IV その他

### 1. 認定発電設備の設置に要する費用の内容及び当該設備の運転に要する費用の内容の報告について【施行規則第12条関係】

平成26年3月における住宅用太陽光補助金の支給終了に伴い、設備の設置完了報告書の提出期限（平成26年11月28日）以降は設備の費用データを取得ができなくなるため、太陽光発電に係る費用報告の電子化も受け、平成26年10月から10kW未満の太陽光発電事業者に対しても、「設置に要した費用（資本費）」については、全て報告を求めることとしました。他方、「年間の運転に要した費用（運転維持費）」については、効率性の観点から標本調査で把握することとします。

### 2. 回避可能費用単価を算定するための資料の届出について【施行規則第16条関係】

回避可能費用単価の算定については、電気料金（電気事業法に規定する一般の需要（特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給に係る料金）を電気事業者が改定する際に、当該電気事業者が認可又は届出に当たり作成した関係資料を基に行っておりましたが、今般、新たに報告様式を設け、確実な届出を義務づけることとしました。

### 3. 賦課金に係る特例の認定の申請時に添付する書類の提出期限について【施行規則第21条関係】

当該認定の申請は毎年11月末までとしているものの、毎年9月末又は10月末に事業年度を終える申請者は、当該認定の申請に係る事業による売上高の額について、公認会計士等の確認を受けたことを証する書類を提出するまで時

間がかかることを考慮し、当該書類に限り、毎年12月末日までに提出できる  
こととします。

4. I～IVの改正に伴う所要の規定の整備を行います。

#### **V 施行期日**

**公布日施行（平成27年1月中旬）**

施行規則第6条、第12条、第16条及び第21条関係

**平成27年2月1日施行**

施行規則第10条及び価格告示（運転開始前の設備仕様の変更）関係

以上